

市立高教組ニュース

第 5 号 R5 (2023) 年 2 月 21 日 (火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

苦しい職場の実態を教育長に訴えました

仙台市立高教組が教育長宛に 7 月に提出した要求書に対する回答交渉を 2 月 9 日に行いました。今回の交渉では要求書提出後に起きた管理職による不適切な保護者および生徒対応などについて詳しく説明し、その対応を求めたため交渉時間 60 分ではすべての重点要求について質問することはできませんでした。現場からの切実な訴えに対して教育長からは「今後も職員が働きやすく、風通しの良い職場になるよう努力したい。」との回答がありました。以下が重点要求に対するおもな回答です。(→は市教委の回答)

1. 賃金・手当等生活改善に関すること

(2) 修学旅行にかかる号俸に伴う旅費規程を見直し、職員の手出しがないように改善すること。また、修学旅行手当を増額すること。(現在の旅費規程では 1 泊 ¥10,800 が上限であるのに対して、再任用教諭・常勤講師・給料号俸 48 号以下の職員は ¥9,800 が上限となっていて、同じ行程でも手出しをしなければならないケースがあった。)

→小中学校では、実費支給が原則となっている。高校でも小中と同様に実費支給に改めれば手出しはなくなる。

●組合では、来年度重点要求で実費支給に改めるよう要求し、早期実現を目指します。

(3) 定年延長にかかる再任用教諭に対しての加配を行うこと。

→定年延長後も職責は基本的に同一と考えている。引き続き勤務のあり方については協議してまいりたい。

●11 月 15 日に仙教組(市立小中学校の組合)と連名で提出した定年延長に関する要求書の回答を速やかに行うよう申し入れを行いました。

(4) 非常勤講師の教科関連業務に関しては、校長判断により、担当教科・科目の特性や実態に応じた必要時間が認められているにもかかわらず、実際には認めていない学校があるので制度通りの運用を徹底すること。

→各校における解釈に差異が生じないように、丁寧な制度周知を図ってまいりたい。

●これに対して組合では、直近の通知文書を提供するよう求め、修正の必要があればそれに応じるとの回答を得ました。

2. 権利と勤務条件改善に関すること

(1) 市教委総括安全衛生委員会で協議しながら以下にとりくむこと。

(ア) タイムカードの増設については引き続き、現場の要求を聞くこと。

(イ) 市教委総括安全衛生委員会で明らかになっている多忙化に対して、横断的かつ実効性のある具体的な解消策を提示すること。

→多忙化解消については重要な課題と考えており、1 月に実施した教職員向けアンケートの結果も参考にしながら、「働き方改革取り組み指針」に掲げる取り組みを着実に推進してまいりたい。

3. 人事に関すること

(1) 管理職人事に関して→ご意見として承りたい。

●2 年前に「管理職によるパワハラではないか」と強く疑われる事案が起こった学校でまた当事者が管理職である大きな問題が起こっています。この問題を解決するため、組合では問題発生後すぐに市教委に情報提供するとともに、きちんと調査するよう求めました。しかし、今回の交渉で未だに調査が行われていないことが明らかになりました。この件について速やかに調査するよう市教委に求めるとともに管理職登用に当たってはその職責を十分に果たすことができる資質を備えた人物を選任するよう改めて求めました。組合では、今後も継続してこの問題解決のために取り組み、職員が安心して働ける職場を取り戻せるよう尽力します。

(3) 採用予定者に対して、辞令交付以前に研修を行わないこと。

→新任教員の不安解消等に向けて効果が認められるものと考えているが、高等学校の実情やご意見も踏まえながら、あり方を検討してまいりたい。

●採用予定校研修は今年度実施しないことが決まりました。しかし、昨年 11 月より教員採用選考に合格した新規学卒者に対して「プレゼミナール」という研修が実施されています。組合では採用予定校研修と同様、辞令交付前の研修は行わないよう要請します。

4. 教育条件・教育予算・施設設備の充実に関すること

(1) 各校の職場要求に基づき、学校の施設・設備などの充実をはかること。仙台高校については、大規模改修についてのロードマップを逐次現場に示すこと。

→学校の施設・設備については、学校現場の要望も踏まえながら適切に整備してまいりたい。

仙台高校については、大規模な改修の工期等について検討中であり、今後、適切な時期に学校現場へも情報提供してまいりたい。

(2) 奨学金受付業務に関して、会計年度任用職員の加配を今後も継続すること。

→奨学金受付補助アルバイトの配置については、希望する学校への配置を継続するよう準備をすすめてまいりたい。

●組合の要求で2年前から実現している加配です。是非各校で活用してください。

(3) ギガスクール構想について、生徒並びに職員数の端末を学校に配備する場合は、活用事例等を示すとともに、その管理や活用指導のための職員も一緒に配置すること。

→学校現場に対して端末の活用研修会等の開催を通して、活用事例等について情報提供してまいりたい。

●タブレットの故障・紛失時の対応について尋ねたところ市教委から以下のような回答がありました。

→タブレットは、生徒数分の台数に加えて、予備機を確保している。

・故障時は、メーカー保証期間内は保証を使って修理し、期間外は予備機と交換する。

・紛失時は、警察に紛失を届け出てもらったうえで、予備機を支給する。

(以上は、小中の児童生徒と共通の対応となる。)

(4) コロナ関連の対応などについて、県立高校と足並みを揃えること。

→市立義務教育諸学校の対応を基本としながら、県立高等学校の対応や公立高等学校固有の事情を考慮するなどし、必要な対策を講じてまいりたい。

●卒業式のコロナ対応については2月15日に全市立学校・園あて通知が発出されました。

5. 民主教育推進に関すること

(1) 教職員の学校を離れての研修を尊重し、その保障に努めること。この「研修」とは、教育公務員特例法第20条第2項にもとづく研修であり、自主的な研修として進めること。

→教職員の学校を離れての研修については、教育公務員特例法第20条第2項「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」に基づき実施しているところである。

●承認研修の取得率については、各校の管理になっていて教職員課では取得率等のデータを把握していないとの回答がありました。

6. 福利厚生に関すること

(1) 研修図書費を一人あたり2000円以上に増額すること。

→予算の範囲内において各校に配当しており、その活用法については学校ごとの取り扱いとなっている。

●研修図書費の予算額については、毎年ほぼ横ばいの状態です。

上記以外では、以下のことを話題にしました。

・非常勤講師の単価引き上げ…今年度会計年度任用職員（高校は非常勤講師のみ）の期末手当が0.1月分アップしました。しかし、同じ会計年度任用職員である高校の非常勤講師にはそもそも期末手当がありません。したがってプラス改定の恩恵が全く受けられないということになります。そのような不均衡を解消するためには単価を引き上げるしかありません。引き続き単価引き上げの要求をしていきます。

・再任用短時間勤務から再任用フルタイムへの変更について…制度的には可能ですが、再任用短時間勤務は定数外で再任用フルタイムは定数内ですから、定数外を定数内に戻すこの変更は実際には難しい面があります。組合ではこのような希望がある場合は、実現に向けて努力するよう市教委に要請しました。

“仙台市立高等学校教職員組合のHPが出来ました”



私たちの権利や過去の市立高教組ニュースなどをみることが出来ます。また、HPからの質問や相談ができます。お気軽にメッセージをお寄せください。

「ようこそ、今日こそ、高教組」